

7. 1.3 消防用水

1 設置基準は令第27条及び条例第67条参照

- (1) 令第27条の「床面積」とは地階を除く階数が1であるものにあつては1階の床面積を、地階を除く階数が2以上であるものにあつては1階及び2階の部分の床面積の合計をいう。
(令第19条第1項参照)

2 技術基準

(1) 消防用水の構造等

ア 取水部分の水深は、0.5m以上とすること（流水の場合も同様）。

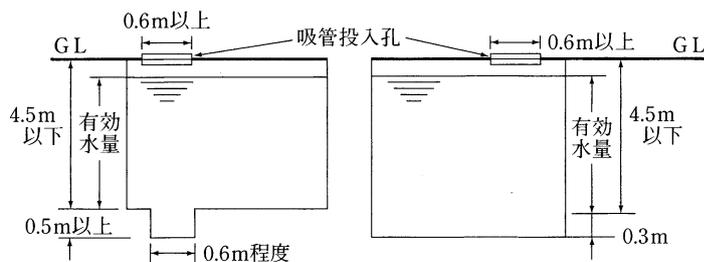
イ 吸管投入孔を設ける消防用水

- (ア) 吸管投入孔の大きさは、直径が0.6m以上の円が内接できるものとし、一の消防用水ごとに2表1で定める数以上の吸管投入孔を設けること。

2表1

所要水量 (m ²)	20~40	60~
吸管投入孔の数 (個)	1	2

- (イ) 有効水量は、地盤面下4.5mまでの部分の水量とすること。



2図1

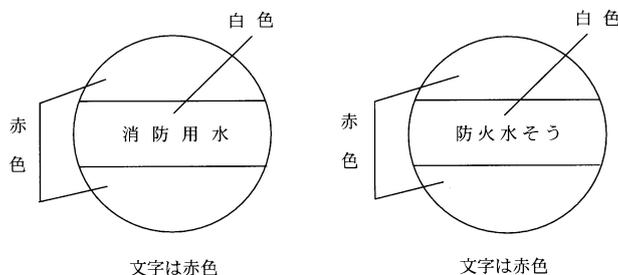
2図2

- (ウ) 吸管投入孔の真下には、吸管投入孔と同程度の大きさで深さが0.5m以上のピットを設けること。ただし、0.3mを引いた部分の水量を有効部分とした場合は、設けないことができる。

(2) 標識

ア 吸管投入孔にあつては「消防用水」又は「防火水そう」と表示した標識を設けること。なお、標識には、有効水量も表示すること。

イ 標識は、金属製又は合成樹脂製とし、次によること。



2図3